

## 4 . 港湾

### ．管理（設置・運営等を含む）に関する権限の民間開放

#### 1 . 制度の現状

##### ( 1 ) 施設を管理することのできる者に関する規定

公共施設たる港湾施設の管理は「港湾管理者」が行うが、港湾施設の設置・管理主体は公的主体に限られておらず、実際にも、民間事業者が設置・管理を行う港湾施設は、港湾内に多数存在しているところ。

「港湾管理者」とは、港務局又は地方公共団体（一部事務組合等を含む）をいう。（港湾法第2条第1項）

##### ( 2 ) 民間による管理事務の実施の現状

地方公共団体が設ける「公の施設」の管理については、従来、三セク等にその委託をすることができるとされていたところであり、港湾分野においては、マリーナや旅客ターミナル等の港湾施設について、三セクによる管理が行われてきたところ。

また、本年の地方自治法の一部改正（6月13日公布、9月1日施行）により指定管理者制度が導入され、条例の定めるところにより、民間事業者に管理を行わせることができるとされたところ。

#### 2 . 民間開放の取り組み状況

民間開放については、以下のような取り組みを行っているところ。

P F I 法に基づく港湾施設の建設、管理及び運営  
平成11年に制定されたP F I 法に基づくP F I 事業において、公共施設等の建設、維持管理及び運営等につき民間事業者の参入が認められたところであり、港湾施設についても、その適用実績があるところ。

構造改革特別区域法に基づく行政財産の貸し付け（構造改革特別区域法第19条第1項）

公共コンテナターミナルの効率的な運営を図る観点から、民間事業者に対し、その一体的かつ長期的な貸付けを可能とする制度を平成14年に創設したところ。

### ．施設の占有・使用の民間開放

#### 1 . 制度の現状

##### ( 1 ) 公共施設の占有・使用に関する規定

港湾管理者が管理する岸壁や荷捌き施設等の港湾施設については、港湾管理者が定める条例（「港湾施設管理条例」が通例）に基づき、それ

それぞれの施設の占有・使用を希望する者に対し、港湾管理者が許可を与えているところ。

**(2) 占有・使用を許可される者**

港湾施設の占有・使用の主体は、法令上限定されていない。

**2. 民間開放の取り組み状況**

港湾施設の占有・使用の主体については法令上限定がなく、実態上も、船主・港運事業者等の民間事業者に対し、広く許可が与えられているところ。

## ．管理（設置・運営等を含む）に関する権限の民間開放

### 1．制度の現状

#### ( 1 ) 施設を管理することのできる者に関する規定

< 港湾法 >

( 定義 )

第 2 条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

#### ( 2 ) 民間による管理事務の実施の現状

< 地方自治法 >

( 公の施設の設置、管理及び廃止 )

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

### 2．民間開放の取り組み状況

P F I 法

( 目的 )

第 1 条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)の促進を図るための措置を講ずること等により、効果的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

構造改革特別区域法

( 港湾法等の特例 )

第 1 9 条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下この条において同じ。)において、特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下この条において同じ。)の運営を行う事業

で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの(以下この条及び別表第九号において「特定埠頭運営効率化推進事業」という。)のうち、当該港湾の港湾管理者(同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条において同じ。)が当該港湾の港湾計画(同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。)に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認められた者(以下この条において「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。)である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。

## 常陸那珂港 P F I 事業の概要

### コンテナターミナル (北ふ頭)の概要

平成12年4月に供用開始

-14m 岸壁(1バース)、-12m 岸壁(1バース)、  
-10m 岸壁(1バース)

### 事業の内容

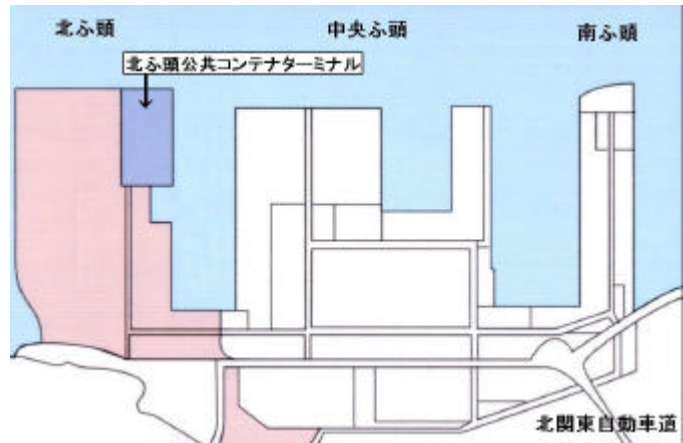
P F I 事業者がガントリークレーン等の公共荷捌き施設等の整備及びターミナル施設全体の一体的管理運営を行う。

平成12年6月に茨城県と常陸那珂埠頭(株)(現茨城港湾(株))が P F I 事業契約締結、P F I 事業を開始。

[完成予想図]



[位置図]



## ひびきコンテナターミナルPFI事業の概要

コンテナターミナルの概要  
平成16年度供用開始予定  
- 15m岸壁(2バース) - 10m岸壁(2バース)  
ふ頭用地 約40ヘクタール

事業の内容  
PFI事業者がガントリークレーン等の公共荷捌き施設等の整備及びターミナル全体の運営を行う。

平成13年12月  
北九州市と優先交渉者の企業グループの中核出資者であるPSA社(シンガポール)との間で基本協定締結

(今後の予定)

平成15年中  
運営会社設立

平成16年度  
供用開始

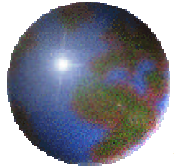
[完成予想図]



ひびきコンテナターミナル

[位置図]





# 構造改革特別区域法による港湾施設(行政財産)の貸付制度の創設

## - 「特定埠頭運営効率化推進事業」の創設 -

### 1. 背景・必要性

我が国港湾の国際競争力強化を図るため、民間企業の経営能力を活用し、かつ既存ストックを有効活用して、国や地方公共団体が整備した公共コンテナターミナルの効率的な運営を図ることが必要であることから、公共コンテナターミナルの一体的かつ長期的な貸付けを可能とする制度を創設。

### 2. 貸付制度の概要(図参照)

構造改革特別区域内の重要港湾において、公共コンテナターミナルの一体的・効率的な運営事業(特定埠頭運営効率化推進事業)を行おうとする民間企業のうち、港湾管理者が、公共性を担保するための手続を経た上で一定の要件に該当するものとして認めた民間企業に対し、行政財産であるコンテナターミナルを一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。

### 3. 貸付制度の効果(メリット)

民間企業への一体的かつ長期的な貸付けによる、民間の創意工夫を取り入れた一体的効率的運営の実現

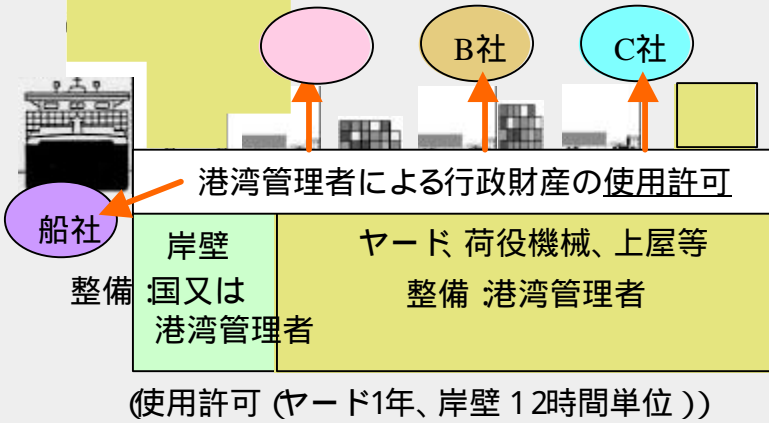
長期的かつ安定的な契約関係の実現により、民間企業は長期的かつニーズに応じた設備投資が可能(利用者(船社)のニーズに応じた、荷役機械の増設、高能率な荷役機械への取替等)

民間企業による船社への柔軟な料金設定

# < 特定埠頭運営効率化推進事業のイメージ >

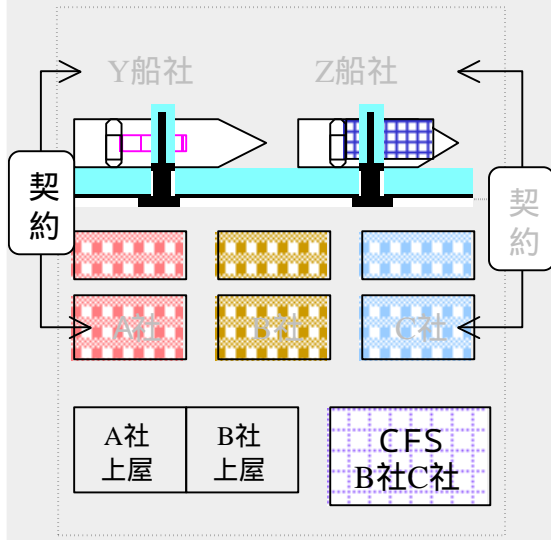
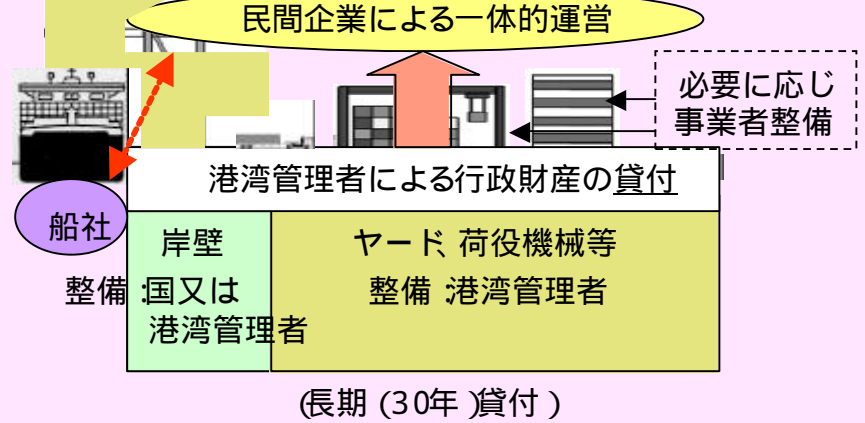
(現 状)

港湾管理者主体による運営



(実施後)

民間企業主体の運営



複数の民間企業へ  
施設毎に一時的使  
用許可

条例による画一料金  
(岸壁等使用料)

・民間事業者への一体的  
長期貸付け  
民間の創意工夫  
による一体的効  
率的運営

・具体的ニーズに応じた  
荷役施設の整備

・民間企業による柔軟な  
料金設定

